

短時間通所リハビリテーションのご案内

見学可能

短時間通所リハビリテーション

要支援1・2又は要介護1～5の方を対象にした、リハビリに「特化」した短時間通所リハビリテーションのサービスです。

このような方にお勧めします

- ◆ 医療保険の「期間が終了」して、病院などでの外来リハビリが受けられなくなった。
- ◆ 入浴や食事、レクレーションなどは不要で、とにかく、「リハビリ」だけがしたい。
- ◆ 専門家にリハビリプログラムを作って欲しい

etc...

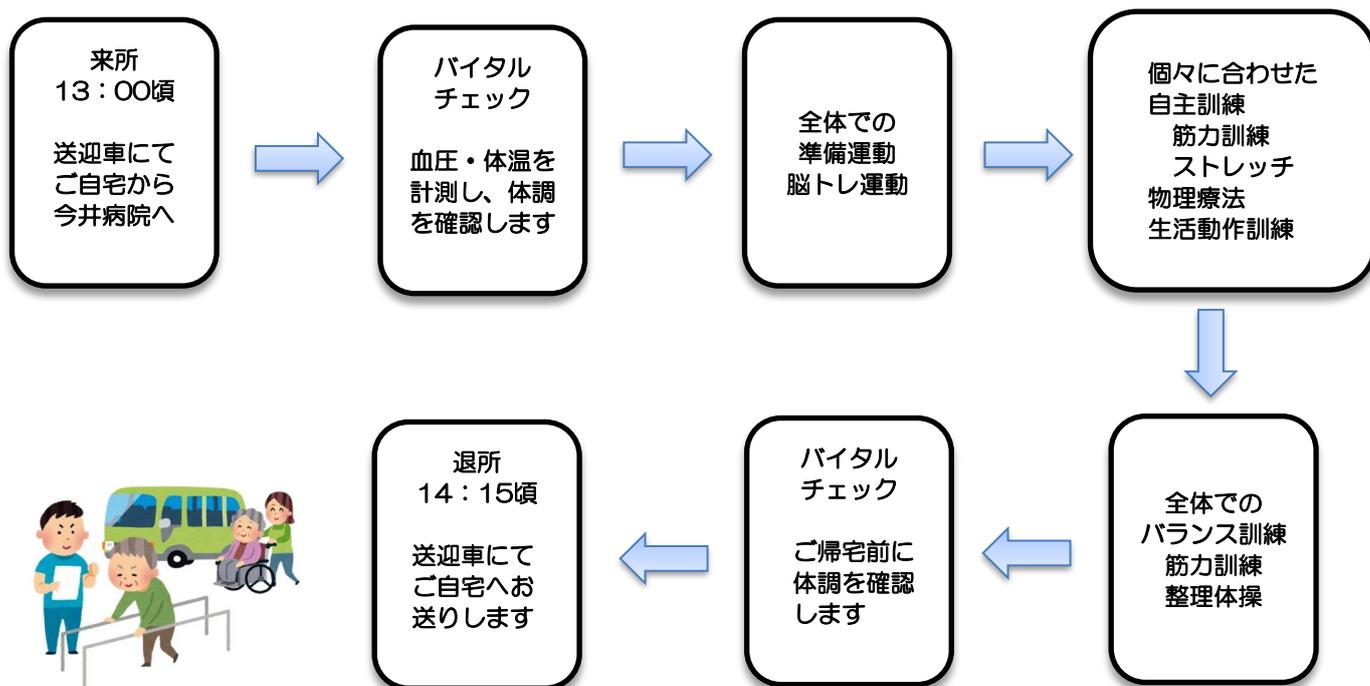
特徴

- ◆ 1～2時間の「介護保険」を利用しての通所リハビリです。
 - ◆ リハビリ専門職が状態をチェックし個々に適した訓練内容を提案します。
 - ◆ ご自身で車の乗り降りが可能であれば送迎もできます。（要相談）
- 一人一人の豊かな生活を考えて専門家による適切なリハビリテーションをご提供させていただきます。

実施日時

月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午後1時頃～午後2時10分頃（1時間程度）

短時間通所リハビリの一例



※専門家と体の状態を相談しながらオーダーメイドのリハビリを行っていき、ご利用者の心身機能の維持回復を図ります。

ご利用料金

【基本部分】

サービス内容	算定項目	基本報酬	利用者負担額（月額）
通所リハビリテーション	要介護1	369単位（1回につき）	【（基本報酬×利用回数）＋各加算 ^{(*)2} 】×10.83 ^{(*)1} ×自己負担率
	要介護2	398単位（1回につき）	
	要介護3	429単位（1回につき）	
	要介護4	458単位（1回につき）	
	要介護5	491単位（1回につき）	
予防介護通所リハビリテーション	要支援1	2,268単位（1月につき）	（基本報酬＋各加算 ^{(*)2} ）×10.83 ^{(*)1} ×自己負担率
	要支援2	4,228単位（1月につき）	

※1 地域区分は3級地で、10.83となります。（2024年4月～）

※2 各加算はご利用者によって異なる場合があります。詳しくはお問合せ下さい。

運営方針

指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリテーションを提供します。利用者の心身機能の維持・回復を図ります。

指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを提供します。要支援者の心身機能の維持・回復を図り要支援者の生活機能の維持または向上を目指します。

お申込み方法

◆要支援、要介護認定を受けている方

⇒ご担当のケアマネージャーの方にご相談下さい。

◆初めて介護保険サービスをご利用される方

⇒各役所、または当院リハビリテーション科までご相談下さい。

◆見学ご希望の方

⇒当院リハビリテーション科までご相談下さい。

<お問い合わせ先>

医療法人社団 同仁会

一里山・今井病院

TEL：0566-26-6710（リハビリ科窓口）

